

電動裁断機賃貸借仕様書

久 留 米 市

1. 目的

本仕様書は、電動裁断機の調達仕様を定めるものである。

2. 賃貸借期間等

賃貸借契約の期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日までとする。ただし、次年度以降の当市の予算において、当該契約にかかる金額について減額又は削除があった場合、当市は契約を解除することが出来る。

3. 設置場所及び納入時期

- (1) 納入時期：令和3年9月30日までに設置
- (2) 設置場所：久留米市庁舎6階

4. 機器及び数量

ホリゾンPC-390 1台

5. 賃借料の支払

代金の支払いは月単位とし、当月分の賃借料金の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

契約期間に1月未満の端数がある場合は、賃借料月額に基づき日割り計算とする。消費税及び地方消費税については外税方式で対応し、合計金額に法定所定の税率を乗じた金額(円未満は切り捨て)とする。

なお、売主指定のリース会社を介して賃貸借契約をする場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

6. 機器の搬入設置・調整

納入物件は、貴社の責任において、契約開始日の前日までに、当市の指定する場所へ搬入・設置し、稼動可能な状態に調整を行うこと。搬入機器に対して現場で行うべき設定等以外は終了した状態で搬入すること。

作業時間は、原則8時30分から17時15分までとするが、搬入日程を含め当市と調整のうえ決定すること。

なお、搬入費用及び契約終了後の搬出費用についても貴社の負担とする。

7. 物件の保守等

機器が常に良好なる状態で使用できるように、原則として次のとおり機器の保守を行うこと。

- (1) 故障した場合は、当市の要請により、貴社の保守要員を派遣して修理等に着手し、速やかに正常な状態に回復させること。故障した場合の部品代・交換手数料・出張費等及び修理のための搬入、搬出費等も全て貴社の負担で行うものとする。
- (2) 保守の実施については、原則として貴社の営業時間に行うものとするが、やむを得ない事情により営業時間外に保守を行ってもらう場合がある。
- (3) 機器のトラブルが多発し、業務に重大な支障を来たす場合には、契約を解除することがある。

8. 暴力団排除に関する事項

受託者は、契約の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団からの不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所管の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所管の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、すみやかに委託者と工程に関する協議を行うこと。

9. その他

- (1) 落札決定となったときは、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) 当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が誓約書に押印したときとする。
- (3) 機器の搬入・搬出及び保守の際に知り得た業務上の秘密は第三者に漏洩しないこと。